

福井県報

号外第78号
平成21年
9月2日(水)
火・金曜日 発行
1月1,750円郵送料共

目次

選挙管理委員会告示

- 条例の制定または改廃の請求および
監査の請求のための連署に必要な選
挙権を有する者の数(七八)……………一
- 議会の解散の請求、知事の解職の請
求、副知事、選挙管理委員、監査委
員または公安委員会の委員の解職の
請求および教育委員会の委員の解職
の請求のための連署に必要な選挙権
を有する者の数(七九)……………一
- 議会の議員の所属する選挙区におけ
る解職の請求のための連署に必要な
選挙権を有する者の数(八〇)……………一

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第78号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第
74条第5項(同法第75条第5項におい
て準用する場合を含む。)の規定により、同法
第74条第1項の規定による条例の制定もし
くは改廃の請求または同法第75条第1項の
規定による監査の請求のための連署に必要な
選挙権を有する者の数を次のとおり告示する。
平成21年9月2日

福井県選挙管理委員会
委員長 奥井 隆

13, 113

福井県選挙管理委員会告示第79号

地方自治法(昭和22年法律第67号。以
下「法」という。)第76条第4項、第81
条第2項もしくは第86条第4項において準
用する法第74条第5項または地方教育行政
の組織及び運営に関する法律(昭和31年法
律第162号)第8条第2項において準用す
る法第86条第4項において準用する法第7
4条第5項の規定により、法第76条第1項
の規定による議会の解散の請求、法第81条
第1項の規定による知事の解職の請求もし
くは法第86条第1項の規定による副知事、選
挙管理委員、監査委員もしくは公安委員会の

委員の解職の請求または地方教育行政の組織
及び運営に関する法律第8条第1項の規定に
よる教育委員会の委員の解職の請求のための
連署に必要な選挙権を有する者の数を次のと
おり告示する。
平成21年9月2日

福井県選挙管理委員会
委員長 奥井 隆

175, 937

福井県選挙管理委員会告示第80号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第
80条第4項において準用する同法第74条
第5項の規定により、同法第80条第1項の
規定による議会の議員の所属する選挙区にお
ける解職の請求のための連署に必要な選挙権
を有する者の数を次のとおり告示する。
平成21年9月2日

福井県選挙管理委員会
委員長 奥井 隆

選挙区の名称	連署に必要な選挙権を有する者の数
福井市足羽郡	68,484
敦賀市	18,189
武生市	18,671
小浜市遠敷郡	11,395
大野市	10,340
勝山市	7,315
鯖江市	17,930
あわら市	8,419
坂井市	24,748
吉田郡	5,313
今立郡	4,531
南条郡	3,296
丹生郡	9,879
三方郡	5,397
大飯郡	4,639

平成二十一年九月二日印
平成二十一年九月二日発

刷行

発行人
印刷人

〒九一〇一八五八〇
〒九一〇一〇八四三

福井県福井市大手三丁目一七番一五
福井県福井市西開発三丁目七一五

福井県
白崎印刷(株)

☎六三〇〇